

第4章 災害復旧計画

大災害の発生は、多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、住民を極度の混乱に陥れることになる。そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期するものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業計画（福祉課、産業建設課、教育委員会）

第1項 基本方針

○公共施設の復旧にあたっては、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とする。

第2項 対 策

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1)河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め予算面あるいは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

(2)海岸災害復旧計画

被害の原因をよく探究し、堤防（護岸）の強度と堤内施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分調査し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を進捗させる。

(3)砂防災害復旧計画

河川上流部から土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基本となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事が行えるよう県に要望する。

(4)道路災害復旧計画

産業経済の動脈であるとともに住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければならない。近時自動車交通量の増加に伴い、その需要度が増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進める。橋梁についても降水流量の流下能力の増大を図るとともに交通安全のための永久橋を主眼とした復旧を促進する。道路、橋梁に関する災害復旧のいずれもが国、県予算の援助によるところが多く、指導、助言を仰ぎながら関係法令の規定に基づきその対策を講ずるものとする。

(5)林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、県と連携し、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を県に要望する。なお、必要な場合は県等の応急工事による対策を進める。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1)農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、被災した施設の従前の効用回復を限度として復旧工事を行うとともに、再度災害防止に必要な関連事業についても検討したうえで、復旧計画を樹立する。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、または水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1か所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

(1) 社会福祉事業を行う関係施設

ア 地方公共団体の設置に係るもの

イ その他のものの設置に係るものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

ウ 前記(1)のイに規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)のイに規定する災害により著しい損害を受けた場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒等を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

(1) 災害の原因を研究し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて設置するよう考慮する。

(2) 災害防止上特に必要があれば設置個所の移転等について考慮する。

(3) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

第2節 財政金融計画 （総務課）

第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。
- しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、または予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 水防法 第42条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、町は当該応援に要した費用を負担しなければならない。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示または応援を受けた町に負担させることが困難または不適當なもので法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。その負担率については、法施行令第40条の規定により、負担させることが不適當と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその3分の2を、応援のために要した費用を負担することが困難なものについてはその全部を県が負担する。

2 国が負担または補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが困難または不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は次のとおりである。なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第2条にいう激甚災害とされる。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ロ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ハ) 公営住宅災害復旧事業
- (ニ) 生活保護施設災害復旧事業
- (ホ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (ヘ) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- (セ) 知的障がい者更生施設等災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症の予防措置事業
- (シ) 堆積土砂排除事業
- (ス) たん水排除事業
- (セ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ロ) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- (ハ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (ニ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (ホ) 土地改良区等の行うたん水排除事業等に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (ロ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (ハ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- (ウ) 私立学校振興会の業務の特例
- (エ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (オ) 母子福祉法による国の貸付けの特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (ケ) 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等

3 災害対策基金

町は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てることができる。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置

激甚災害の復旧事業費のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 中小企業振興対策（企画調整課）

第1項 基本方針

○被災した中小企業の自立を支援する。

第2項 対 策

町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に町商工会とともに協力し、町経済活動の回復を図るものとする。

- (1) 関係機関と連絡をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- (2) 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- (3) 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- (4) 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

第4節 農林漁業経営の安定対策（産業建設課）

第1項 基本方針

○被災農林漁業者等の自立を支援する。

第2項 対 策

1 農林漁業金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を農林漁業金融公庫が融通するものとする。

- (1) 農業関係
 - ア 農業基盤整備資金
 - イ 農業経営基盤強化資金
 - ウ 農林漁業セーフティネット資金
 - エ 農林業施設資金
- (2) 林業関係
 - ア 林業基盤整備資金（造林、復旧造林、樹苗養成施設）
 - イ 林業基盤整備資金（林道）
 - ウ 林業経営安定資金（林業経営維持資金）
 - エ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
 - オ 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 漁業関係

- ア 漁業基盤整備資金
- イ 農林漁業施設資金
- ウ 漁船資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び町が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じその都度政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保（総務課、福祉課、産業建設課、税務住民課、企画調整課）

第1項 基本方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に民心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 対 策

1 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町が「災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者 1 人あたり

- ア その者が主として生計を維持していた場合 500 万円
- イ その他の場合 250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250 万円

イ その他の場合

125 万円

(3) 災害援護資金の貸付け

住居、家財の被害の程度に応じて、150 万円～350 万円の貸付を行う。（10 年償還年利 3 %）

2 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によるものとする。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行

う。

(ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。

(イ) 蓄積資金を有しないこと。

(ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

(エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

イ 貸付限度額

(ア) 生業費 30,000円

(イ) 就職支度費 15,000円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、更生資金、福祉資金及び医療・介護等資金に限るものとする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

(ア) 災害援護資金

(イ) 更生資金（生業費、技能習得費）

(ウ) 福祉資金（結婚、出産等に必要な経費、訓練器具等の購入費、住居移転等の経費、住宅の増改築・補修等経費など）

(エ) 修学資金（修学費、就学支度金）

(オ) 医療・介護等資金

(カ) 離職者支援資金

(キ) 長期生活支援資金

(ク) 要保護世帯向け長期生活支援資金

（注）災害援護資金と他の資金等を重複して貸し付けることができる。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備え付け）に関係書類を添付して、町を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

(ア) 事業開始資金

(イ) 事業継続資金

(ウ) 住宅資金

(エ) 技能習得資金

- (㊦) 生活資金
- (㊧) 就職支度資金
- (㊨) 修学資金
- (㊩) 転宅資金
- (㊪) 就学支度資金
- (㊫) 修業資金
- (㊬) 医療介護資金
- (㊭) 結婚資金
- (㊮) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（国民生活金融公庫に備え付け）に証書及び貸付証明書を添付して、国民生活金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は250万円とする。

償還期限 3年以内

利率 年1.25%

3 被災者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、就職相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施する。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

(1) 町税の減免及び期限延長

被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、紀宝町税条例の定めるところに従って、救済を図るものとする。

(2) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水

害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(3) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

5 金融対策

(1) 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下の掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する事項

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を講ずることを要請する。

ア 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(3) 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機

関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

オ その他、顧客への対応について十分配慮すること

6 郵便貯金及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し実施する。

(1) 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

(2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

7 公営住宅の建設及び独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第6節 被災者生活再建支援制度（総務課、福祉課）

第1項 基本方針

○被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用し

て支援金を支給する。

第2項 対策

1 対象となる自然災害

- 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害。
- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村
 - (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2 制度の対象となる被災世帯

- 上記の自然災害により
- (1) 住宅が「全壊」した世帯
 - (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - (4) 住宅が半壊し、大規模な補修が行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額3/4の額)

(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2 (1)に該当	解体 2 (2)に該当	長期避難 2 (3)に該当	大規模半壊 2 (4)に該当
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支 給 額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- (1)申請窓口 市町村
- (2)申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票等
 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- (3)申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

5 被災者生活再建支援法適用時の住民への制度の周知徹底

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、この制度について周知徹底を図る。

